



竜巻

竜巻の発生を確認したら

すぐに頑丈な建物の最下階に避難しましょう

竜巻は台風や寒冷前線、低気圧にともなって突然に発生し、短時間で帶状の範囲に甚大な被害をもたらすため注意が必要です。建物が倒れたり、車がひっくり返ることもあります。さらに、木の枝、看板、屋根瓦など色々なものが猛スピードで飛んでくる可能性があるため、竜巻の発生を確認したら直ちに頑丈な建物に逃げ込むなどの避難行動をとりましょう。



発生する可能性を知るには？

竜巻が発生する可能性に応じて、事前に段階的に情報が発表されます

半日～1日前 気象情報



数時間前 雷注意情報



0～1時間前 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、今まさに竜巻の発生しやすい気象状況となっていることをお知らせするものです。空の様子に注意し、積乱雲が近づく兆しを感じたら、直ちに身の安全を確保してください。

竜巻注意情報は、情報メール、テレビ、ラジオ等で入手できます。

竜巻の発生を確認したら

- 窓を開けず、カーテンを閉め、窓から離れる。
- 雨戸、シャッターを閉める。
- 地下室や建物の最下階に移動する。
- 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。
- 部屋の隅、ドア、外壁から離れる。
- 近くの頑丈な建物に避難する。
- 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
- 避難できる建物がない場合は近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。



竜巻に備えて

- 竜巻注意情報の入手方法を確認する。
- 家の中での安全な場所を確認する。
- ガラスの破碎防止対策も有効です。
(飛散防止フィルムを貼ること等)





落雷の発生を確認したら

できるだけ早く安全な空間に避難しましょう

雷雲の位置次第で、海面、平野、山岳など、どこにでも落ちる可能性があります。運動場、競技場やゴルフ場、屋外プール、堤防や砂浜、海上などの開けた場所や、山頂や屋根などの高いところなどでは、人に落雷しやすくなるので、できるだけ早く安全な空間に避難しましょう。鉄筋コンクリートの建物、自動車（オープンカー以外）、バス、列車の内部は比較的安全な空間です。また、木造建物の内部も基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離れれば更に安全です。



落雷の発生を確認したら

- すぐに鉄筋コンクリートの建物や自動車の中に避難する。
- 少しでも低い場所を探し、両足をぴったりとじて身をかがめる。
- 「木陰に避難」はぜったいにNG。

落雷による事故

- 直撃する。
 - 木や高いものに落ちた雷が間接的に飛んでくる。
 - 地面を伝わって感電する。
- の3つのタイプがあります。

自動車の中に避難する場合は、金属部分には絶対に触らず、なるべく車の中心に身を寄せる必要があります。また、高い木の下や、建物の軒下で雨宿りをしていると落ちた雷から間接的に感電する可能性があります。高いものからはできるだけ離れることを忘れてはいけません。

近くに安全な空間が無い場合

近くに安全な空間が無い場合は、電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところ（保護範囲）に退避します。高い木の近くは危険ですから、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上は離れてください。姿勢を低くして、持ち物は体より高く突き出さないようにします。その際は、両足をぴったり閉じてしゃがみましょう。足をひらいた状態でしゃがんでもしまうと、足が電気の通り道になり感電する可能性があります。

しゃがむ時のポイント

- 頭を下にかがめる（できるだけ姿勢を低くする）
- 両手で耳をふさぐ
- 足の両かかと同士をあわせる。
- つま先でたつ（万が一雷が落ちても上半身まで流れないよう接触面を小さくする）



前兆現象

「髪の毛が逆立つ」、「肌の表面がチクチクする」などは落雷の前兆です。雷鳴が聞こえたり、前兆現象を感じたら、まずは鉄筋コンクリートの建物や自動車の中に避難しましょう。

持っている荷物はすべて体から離して、地面に置きます。また、雷は人から人へも飛んでいきます。いっしょにいる人とはできるだけ離れましょう。地面に手をついたり腹ばいになるのは、地面との接触面が大きくなるため危険です。雷の活動が止み、20分以上経過してから安全な空間へ移動します。



大 雪



大雪が予想される場合は

外出する前に注意報・警報などの情報を確認しましょう

気象台では大雪が予想される場合は大雪注意報・警報を、強い風を伴う雪が予想される場合は風雪注意報・暴風雪警報を発表します。降雪時の路面は非常に滑りやすくなっています。外出時には滑りにくい長靴などを履き慎重に歩きましょう。



大雪による注意

- 除雪作業の事故に注意
- 雪道運転時の3つのNG

×急発進 ×急ハンドル ×急ブレーキ

除雪作業の注意点

- 作業は家族、近所の人に声をかけて2人以上で行う。
- 建物の周りに雪を残して雪下ろし。
- 晴れの日ほど要注意。
- はしごは必ず固定する。
- 除雪機の雪づまり処理はエンジンを切ってから行う。
- 携帯電話をもって作業する。
- 水路への雪捨ては慎重に行う。



雪道の安全運転

- スタッドレスタイヤまたはチェーンを装着する。
- 車についた雪はすべて落とし、凍ったガラスはしっかり溶かしてから出発する。
- 下り坂や交差点ではフットブレーキのみに頼らず、エンジンブレーキを活用する。
- 積もった雪で道路の境界が見えなくなるので路肩に注意する。
- 橋の上、トンネルの出口は路面状況が変わるので注意して走行する。
- 降雪時、車を離れる際はワイパーを上げておく。

用意しておくと
便利なもの

ブースターケーブル・ジャッキ・スコップ・長靴・防寒着・手袋・
アイスクレーパー・懐中電灯・霜とりスプレー

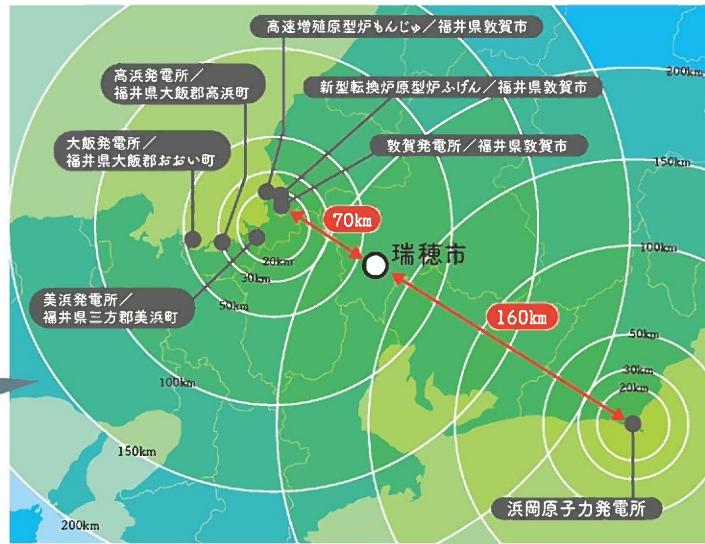


万が一に備えて

日頃から正しい知識と情報を得るよう心がけましょう

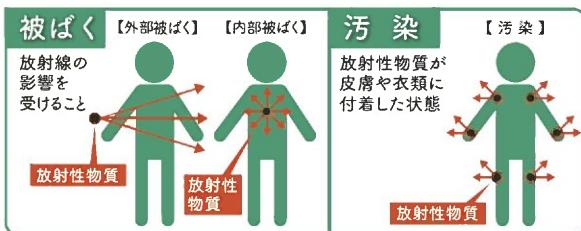
原子力災害とは、原子力発電所などから放射性物質や放射線が異常な水準で漏れ出し、周囲に被害が生じることを言います。放射性物質や放射線の存在は目に見えないため、被ばくの程度を自ら判断することはできません。そのため正しい情報を得て行動する必要があります。

瑞穂市は、最寄りの敦賀発電所でも70km離れており、原子力災害の危険性は比較的低い地域と言えます。



内部被ばくと外部被ばく

放射性物質が体の外にあり、体外から放射線の影響を受けることを外部被ばくといいます。一方、放射性物質が体の内部にあり、体内から放射線の影響を受けることを内部被ばくといいます。



原子力災害が発生したら正しい情報を得る

原子力災害が発生したとき、テレビ・ラジオ等の報道機関、防災行政無線、みずほ市民メールや広報車を使って住民のみなさんに情報を伝えます。デマにまどわされないよう落ち着いて行動しましょう。

放射性物質に近づかない・取り込まないこと、放射線を遮へいすることが大切です

屋内退避

- 外から帰ってきた人は手や顔を洗い、衣服を着替える。
- 着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別する。
- 換気扇やエアコンを止める。
- ペットを室内に入れる。
- 屋内の食品には蓋をしたり、ラップをしたりする。

避 難

住民が一定量の被ばくをする可能性がある場合に実施される対策で、放射性物質から離れることにより、被ばく量を減らすことが目的です。避難の指示がでたら、避難方法、避難先など、指示の内容をよく理解し、あわてず落ち着いて行動しましょう。

※マスクや、水にぬらして堅く絞ったハンカチ等で鼻、口をおおうことで、放射性物質の吸引を防ぐ効果があります。





ハザードマップの解説

避難先・避難経路を確認しておきましょう

いざという時に備えて

命を守るために何より避難が重要です。いざというときに備えて、日頃から危険な場所や避難先・避難経路などを確認しておきましょう。

また、災害時には地域の人たちとのつながりが、ご家族を救う大きな力となります。いざという時に備えて、普段から地域の行事や防災訓練等に積極的に参加して、コミュニケーションをとることも、重要な防災対策となります。

自宅周辺の状況を確認

- ① 自宅周辺でどのような災害が起こる可能性があるかを確認しましょう
- ② 自宅周辺が自然災害の危険箇所となっていないかを確認しましょう
- ③ 自宅周辺で、これまで、洪水により浸水した箇所があれば注意しましょう



避難先や避難経路を確認

- ① 避難先を確認しましょう（近い避難場所を2カ所以上確認）
- ② 自宅から避難場所まで実際に歩いてみて危険な箇所がないか確認しましょう
- ③ 複数の避難経路を検討しましょう
- ④ 家族の集合場所を決めましょう



確実な避難ができるよう準備しておきましょう

いざという時に備えて

風水害と地震では避難行動が異なり、避難場所もそれぞれに設置されます。日頃から災害時に安全で確実な避難ができるよう準備しておきましょう。

風水害の場合

大雨発生

- テレビやラジオで正確な情報を収集する。
- 瑞穂市など行政から発表される避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示）に注意しましょう。

早めの避難

- 避難の方法には「水平避難」「垂直避難」「待避」の3種類があり、状況に応じて適切な判断をしましょう。
- 「水平避難」の場合は、近所で声を掛け合って、早めに指定緊急避難場所へ避難することが重要です。

緊急避難

- 大雨や洪水などで自宅が浸水して危険な場合は、避難所への道も浸水している可能性も大きいので、無理して避難所へ向かわず、自宅やご近所の2階など、少しでも安全を確保できる場所に緊急避難してください。

風水害対策

地震対策

その他の災害対策

災害に備える

地震の場合

地震発生

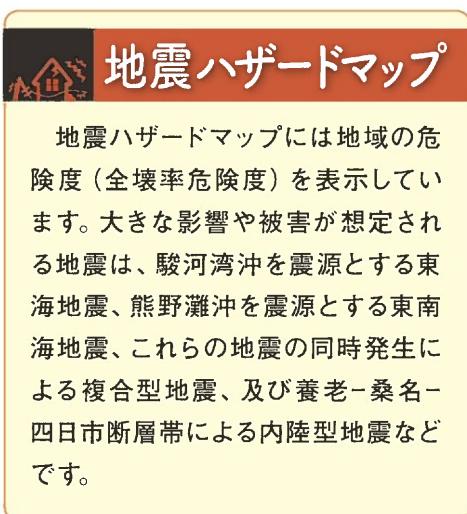
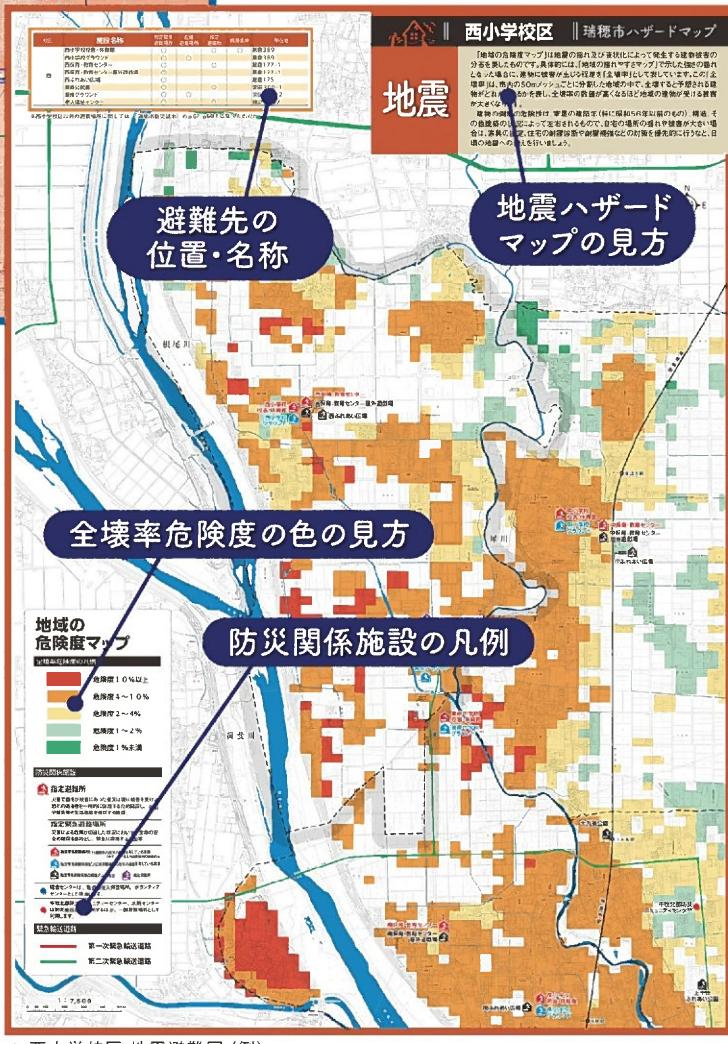
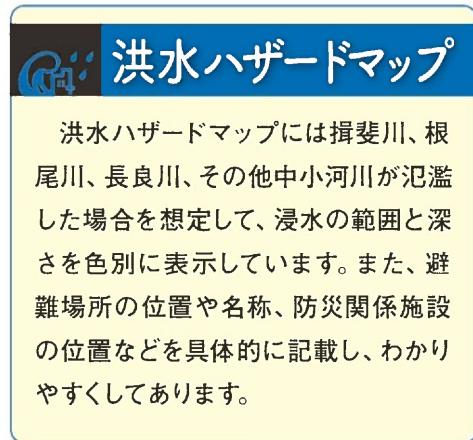
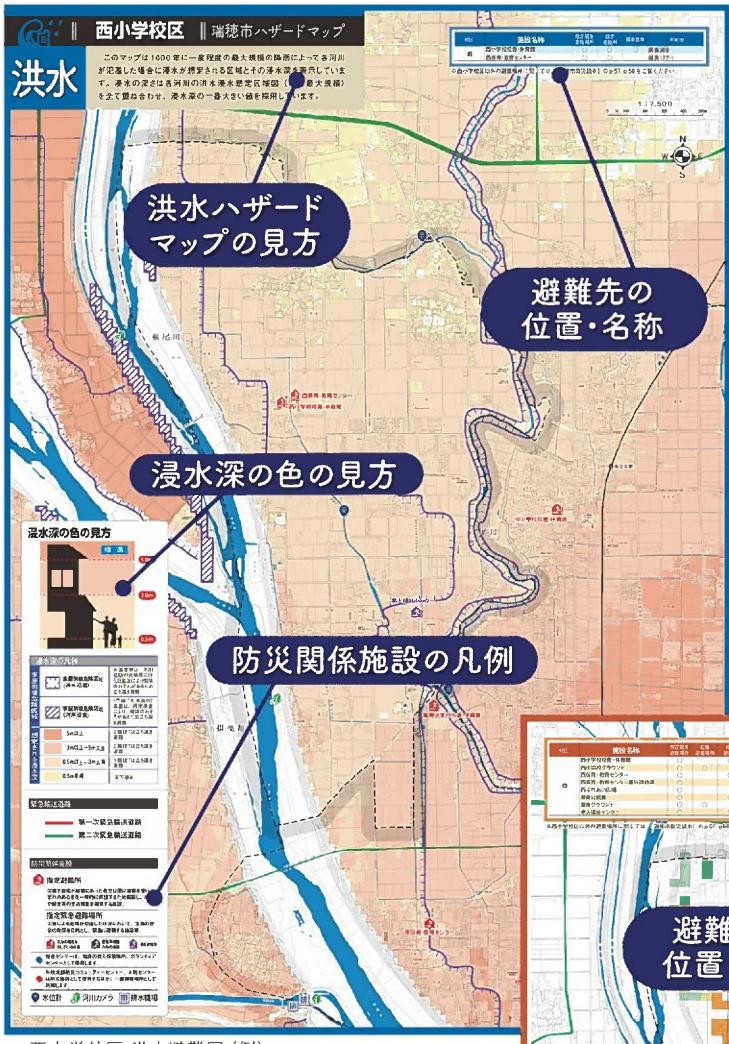
- 落ち着いて自分の身を守る。
- ドアや窓を開けて逃げ道を確保する。

揺れがおさまる

- 速やかに火の始末をする。（ガスの元栓を閉め、コンセントを抜き、ブレーカーを切りましょう。）
- 余震に注意しながら、隣近所の安全を確認する。
- ラジオなどで正しい情報を確認する。

避難の判断

- | | |
|--|--|
| 危険あり | 指定緊急避難場所へ避難 |
| 隣近所で声をかけ、自力で避難できない人を支援するなど、助け合いながら避難しましょう。 | 隣近所で声をかけ、自力で避難できない人を支援するなど、助け合いながら避難しましょう。 |
| 危険なし | 自宅生活の継続 |





備える 避難所の生活



避難所の種類とポイント

災害直後は「指定緊急避難場所」、その後の避難生活を送る場合は「指定避難所」などとなります。

指定緊急避難場所

災害が発生、または発生する恐れがある場合、その危険から命を守るために緊急避難する施設・場所。災害の種類に応じてあらかじめ指定された避難場所。

風水害発生時

河川の氾濫による洪水や大雨による内水氾濫などの被害が予想される場合に、水害から命を守るために緊急避難する場所です。

地震・火事発生時

地震による周囲の建物の倒壊や、火災による延焼から身を守るために緊急避難する場所です。

指定避難所

自宅などに住むことができない方が、一定期間、避難生活をするための施設。

指定避難所

災害により自宅に戻れなくなった場合に、一定期間、避難生活するための施設です。多くの避難者を直ちに受け入れるための資機材や非常用通信手段の整備を行い、食糧・生活必需品の配布などの救援活動の中心的な役割を果たす避難所として市が施設を指定します。

災害の種類に応じた避難所の名称や所在地はp57~58の避難施設一覧をご覧ください。



避難所での生活支援

避難所は、災害で住居に被害を受けた人や、電気、水、ガスなどライフラインの機能が低下して生活が困難になった人が生活できるよう必要な支援を行う場所です。自宅など、避難所以外の場所に滞在する人でも、生活に支援が必要な場合は利用できます。



生活場所の提供

水・食糧物資の提供

衛生的環境の提供

生活・再建の提供

避難所は、避難所を利用する人全員が協力して運営します。

年齢や性別に関係なく、避難所を利用する人々で役割分担をし、より多くの人が避難所の運営に参加するようにしましょう。



避難所利用の際は、世帯ごとに情報登録

『避難者カード』は、自宅など避難所以外の場所に滞在する被災者も含め、避難所を利用するすべての人の情報を登録します。障がい者、難病・アレルギー・その他慢性疾患のある方、妊娠中や乳幼児を連れている方、宗教上の理由や言語などで特に配慮が必要な方などは登録の際に申し出ます。避難所を退所する場合は必ず総合受付に申し出ましょう。



避難所での生活ルール

○防火

出入口や階段、通路などに、避難の妨げとなるような物を置かないようにしましょう。ストーブなどの暖房器具は転倒防止をし、燃えやすいものから離れた場所で使用しましょう。使用の際は、換気にも注意します。



○運営

避難所の運営に必要なことを話し合うため、利用する人の代表者などで避難所運営協議会を組織します。具体的な業務は、避難所を利用する人などで編成する各運営班が行います。積極的に参加するようにしましょう。

○総合受付

避難所には総合受付が設けられ、各種手続きや相談受付を行います。



○食糧・物資

配給は、避難所以外の場所に滞在する避難者にも等しく行われます。避難所に入る際には正しく登録しましょう。



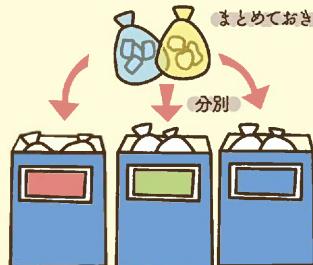
○トイレ

避難所の利用者全員が清潔に使用するよう心がけましょう。トイレの清掃は、避難所を利用する人が交代で行います。



○ごみ

家族のごみはまとめておき、分別して指定された場所へ出しましょう。



避難所生活とペット

他の利用者の理解と協力のもと、責任を持って飼育し、利用者全員が快適に暮らせるよう心がけましょう。



- ペットは指定の場所につなぐ、または檻(ケージなど)の中で飼う。
- 飼育場所は飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒する。
- ペットの食糧は原則として飼い主が用意する。
- 屋外の指定された場所で排便させ、後始末もしっかりと。
- 運動やブラッシングは、必ず屋外で行う。

日頃からの備え

- 迷子札、マイクロチップをつける。
- ケージに馴らすなどのしつけ。
- 持病のあるペットの薬のメモ。



地域の防災について



地域ぐるみで支え合いましょう

大規模な災害が発生した場合、消防署など防災機関の活動の遅れや倒壊家屋等による道路の不通が予想されています。このため、“自分たちの地域は自分たちで守る”という地域住民のコミュニケーション、連帯意識に基づく防災活動は不可欠です。“自分たちの地域は自分たちで守る”という自覚を持ち、地域ぐるみで支え合いましょう。

風水害対策

地震対策

その他の災害対策

災害に備える

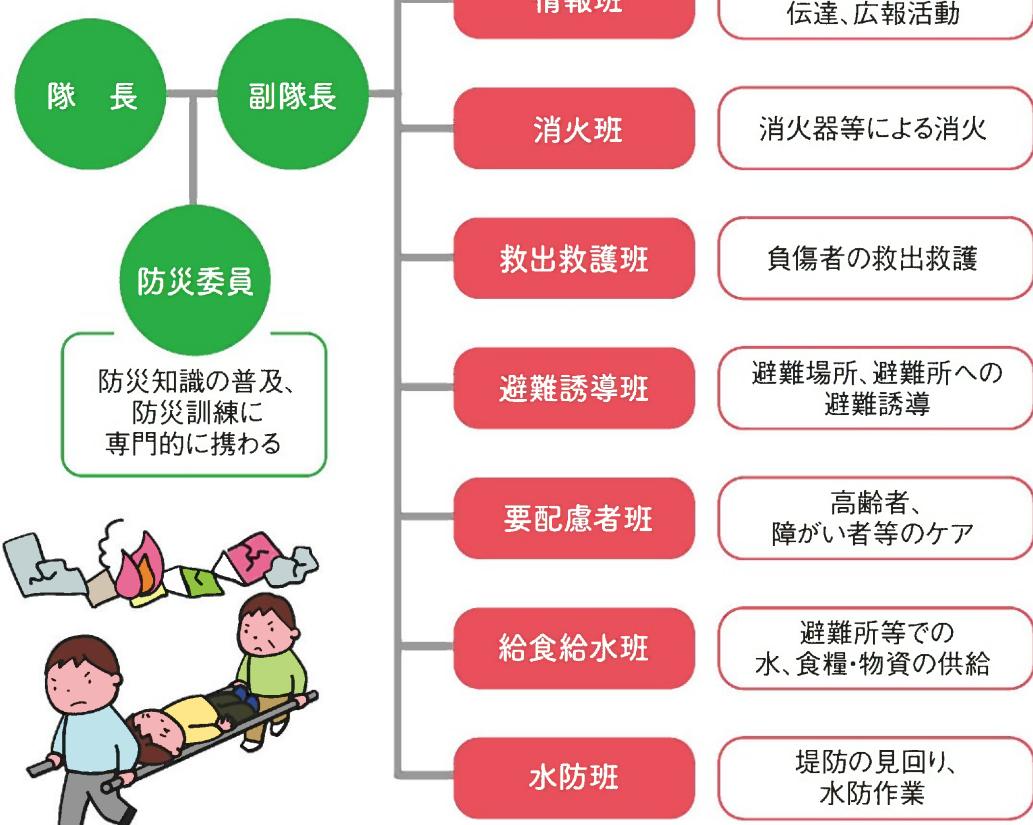
平常時

- ・講習会や防災訓練を実施し、防災活動に必要な知識や技術を習得する。
- ・消火や避難、救出・救護のための防災用資機材を整備点検する。
- ・家庭や地域内の被害が予想される箇所など防災環境をチェックし、防災マップを作成する。
- ・地域内の子どもやお年寄り、障がい者、外国人などの災害時に何らかの支援が必要な方たち（要配慮者）の支援体制を整える。



災害時

<組織編成例>





備える 応急手当

覚えておきたい応急手当

突然の災害では、けが人が出ても救急車がすぐに駆け付けられるとは限らず、広域災害になるとライフラインもすぐには復旧しません。そんなときに重要なのが、事前の知識と備え。万一のときに自分で対処できるよう、応急手当の方法を覚えておきましょう。

出血

出血部分にガーゼやタオルを当て、その上から手で圧迫する。
※感染を防ぐため、ビニール手袋やビニール袋を使用するのが望ましい。

やけど

- 1 流水で冷やす。
- 2 衣服の上からやけどをした場合は、無理に脱がさずそのまま冷やす。
- 3 水疱(水ぶくれ)は破らない。冷やした後は消毒ガーゼかきれいな布で保護し、医療機関へ。

骨折

折れた部分に添え木を当てて固定し、医療機関へ。
※適切な添え木がなければ、板、簡状にした週刊誌、傘、段ボールなど身近にあるもので代用する。

人が倒れていたら

心肺蘇生法の手順

- 1 ▶反応があるか確認
何らかの「応答」や「しぐさ」がない。
- 2 ▶119番通報とAEDの手配
反応がなければ大きな声で「119番通報して、救急車を呼んでください」「AEDを持ってきてください」と近くの人に依頼する。
- 3 ▶呼吸を確認する
胸と腹部の動きを見て、普段通りの呼吸があるかどうかを見る。
- 4 ▶正常な呼吸がない場合は、直ちに心臓マッサージ(胸骨圧迫)を行う。強く!絶え間なく!早く!
呼吸がないか、異常な呼吸(しゃくりあげるような不規則な呼吸)があるときは、直ちに心臓マッサージ。
強く 絶え間なく 早く



- 5 ▶AEDが到着したら
AEDは、心停止した心臓に電気ショックを与え、心臓の脈拍を正常に戻す救急器具です。電源を入れて(ふたを開けると電源が入る機種もあります)電極パッドを装着し、音声ガイドに従ってください。誰でも簡単に扱えます。

<注意!>除細動ボタンを押す時は、「みんな離れて」と声を出し、手振りも使って離れるように指示します。



電気ショック後、直ちに手順④の胸骨圧迫を再開します。

人工呼吸ができる場合

▶まず気道を確保する
片手で傷病者の額を押さえながら、もう一方の手の指先をあごの先端に当てて持ち上げる。



<注意!>

人工呼吸を行う際には、できるだけ感染防護具を使ってください。感染防護具を持っていない場合、持っているが準備に時間がかかりそうな場合、口と口が直接接触することに躊躇がある場合等は、人工呼吸を省略して心臓マッサージ(胸骨圧迫)に進んでください。

※窒息、溺水、小児の心停止などの場合は、人工呼吸を組み合わせることが望ましいとされています。



要配慮者の安全対策

突然の災害に襲われたときに、被害を受けやすいのは高齢者や子ども、障がい者、傷病者、外国人など、周囲からなんらかの手助けが必要になる人（要配慮者）です。こうした要配慮者の立場に立って、災害発生時には積極的に支援しましょう。



要配慮者の特性



災害の危険を察知することが困難である。



自分の身に危険が差し迫っていても、支援者に助けを求めることができない。もしくは困難である。



危険を知らせる情報を受け取ることや正しく理解することができない、もしくは困難である。



危険を知らせる情報を受け取っても、それに対応して行動することができない、もしくは困難である。

平常時の支援

要配慮者の身になって防災環境を点検する

放置自転車などが車いす利用者の避難の妨げにならないよう、要配慮者の身になって地域の環境を確認し、改善しましょう。

日頃から積極的なコミュニケーションを

災害時にスムーズに支援活動をするためには、要配慮者のコミュニケーションを日常的に図っておくことが大切です。

防災訓練に参加してもらう

要配慮者や家族などの支援者も一緒に防災訓練に参加することによって、災害時に必要な支援がより明確になり、解決すべき課題も見えてくるでしょう。

災害時の支援

適切に情報を伝えて安心させよう

耳の不自由な人とは筆談する、日本語を理解できない外国人には身振り手振りを交えるなど、相手に応じた柔軟な方法を用いて今後の見通しなどを伝えましょう。

避難するときはしっかり誘導しよう

自分の体を守る行動が難しい要配慮者の場合、素早く頭などを保護し、安全な場所に誘導しましょう。

困ったときこそ温かい気持ちで接しよう

非常時だからこそ、避難所などでは特に頻繁に声を掛けて、孤立させないようにしましょう。

避難誘導のPOINT

外国人

身振り手振りを交えて話し掛け、孤立させないようにする。



高齢者や傷病者

複数の支援者で対応する。
緊急のときはおんぶして避難する。



目の不自由な人

杖を持つ手と反対側の肘の辺りを軽く触れるか、腕や肩を貸して半歩くらい前をゆっくり進む。
階段などの障害物の存在を、その手前で伝えながら誘導する。



車いすを利用している人

階段では2人以上で援助する。上りは前向き、下りは後ろ向きで移動し、恐怖感を与えないようにする。
支援者が1人の場合はおんぶひもなどを利用し、おんぶして避難する。



耳の不自由な人

口を大きく動かし、はっきりと話す。
身振りや筆談などで正確な情報を伝える。





被災者支援制度

自然災害で全壊、半壊、床上浸水など、一定規模の被害を受けた時は、程度により見舞金が受けられるほか、市税の減免や徴収猶予なども受けることができます。制度により要件が異なるため、詳細は担当窓口にお問合せください。

●弔慰金、見舞金

制度名	内容・条件	摘要	窓口
災害弔慰金	災害救助法が適用されるなど、法令に定めのある大規模な災害により ●生計維持者が死亡した場合 500万円 ●その他の者が死亡した場合 250万円	—	
災害障害見舞金	災害救助法が適用されるなど、法令に定めのある大規模な災害により ●生計維持者が重度の障がいの状態になった場合 250万円 ●その他の者が重度の障がいの状態になった場合 125万円	—	
災害見舞金	災害により ①住家が全壊(全焼・全損)、流出、埋没1世帯／30,000円 ②住家が半壊(半焼・半壊)、半埋没1世帯／20,000円 ③住家が床上浸水1世帯／10,000円 ④①～③について、生活保護世帯は5割加算 ⑤①～③の災害により市民が負傷したとき1人につき／20,000円 ⑥①～③の災害により市民が死亡したとき1人につき／40,000円	—	地域福祉高齢課 (058)327-4126
災害援護資金の貸付	県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により、世帯主が全治1か月以上の重傷を負ったときや、住居や家財に大きな被害を受けた場合に、生活の立て直しのために災害援護資金の貸付けを受けることができます。 ●償還期間／10年 ●利率／据置期間中(3年又は5年)は無利子とし、据置期間経過後は年3%とする。	世帯人数に応じた 収入要件があります。	

●市税の減免等

内 容	概 要	窓 口
市民税の減免	災害により、被害を受けた場合、市民税の減免を受けられる場合があります。 ①納税者が死亡した場合。 ②納税者が障がい者となった場合。 ③住宅又は家財について価格の10分の3以上の損害があり、前年中の合計所得金額が1,000万円以下である場合等。	税務課 (058)327-4112
固定資産税の減免・免除	災害救助法施行の対象となる災害などにより、所有する固定資産に著しく価値を減じる損害を受けた場合、減免、免除されることがあります。	
国民健康保険料	災害により著しく生活が困難となった場合や、これに準すると認められる場合には保険料が減免されることがあります。	医療保険課 (058)327-4159
障がい福祉サービスに要する負担の減免	災害により、障がい福祉サービスに要する費用を負担することが困難と認められる場合、負担が減免されることがあります。	福祉生活課 (058)327-4123
後期高齢者医療保険料の減免	被保険者又はその世帯の世帯主が、住宅、家財等に著しい損害を受けた時、後期高齢者医療保険料の徴収が猶予、減免されることがあります。	医療保険課 (058)327-4159
介護保険料の減免	災害により著しく生活が困難となった場合や、これに準すると認められる場合は、介護保険料が減免されることがあります。	地域福祉高齢課 (058)327-4126
粗大ごみ処理手数料の免除	災害により発生した粗大ごみは処理手数料の減免が受けられます。 ※り災證明書の提出が必要。	環境課 (058)327-4127

り災證明書について

災害によって生じた住家の被害状況を証明するもので、上記支援制度を利用する場合のほとんどや、損害保険金の請求等に必要となります。被害状況は災害発生後1か月以内の状況をもとに判定しています。被災後、1か月以内に健康福祉部地域福祉高齢課へご連絡ください。(※火災の場合はお近くの消防署へお問い合わせください。)



備える 情報の入手



防災行政無線（屋外スピーカー）

市内各所に設置した屋外スピーカーにより避難情報等を一斉に放送します。

聞こえない
よく聞き取れない時は

・テレホンサービスまたはみずほ市民メールをご利用ください。

フリーアクセス

テレホンサービス

0800-200-2017

058-329-5010

通話料は利用者負担となります。



※防災ラジオ：大雨や強風、あるいは受信の方向などにより放送が聞き取りにくいとのご意見にお応えして、同報無線を受信することができる「瑞穂市防災ラジオ」を販売しています。



防災情報について

インターネット

ホームページ、電子メール等による情報発信を行っています。

・瑞穂市ホームページ

<http://www.city.mizaho.lg.jp/>

・緊急速報メール（エリーメール）

携帯電話に避難情報の緊急情報を配信します。登録は不要ですが、機種や設定によってサービスが受けられない場合があります。詳細は各携帯電話会社にご確認ください。

・SNS

災害時には、Twitterやfacebook等のSNSを活用することで、安否、被害状況、避難状況、避難所の状況、二次災害の危険、支援物資を得られる場所などをリアルタイムで発信・収集できるため、より安全に避難したり避難生活を送ったりするために役立ちます。情報の正確性に留意して活用しましょう。

・みずほ市民メール配信サービス

防災行政無線の放送内容や市内の気象警報及び特別警報の発令・解除情報等をお知らせする「みずほ市民メール」。市からのお知らせをいち早く得ることができるようになります。あらかじめ登録が必要です。

<https://service.sugumail.com/mizuho/>



・国土交通省木曽川上流河川事務所ホームページ

国が管理する河川のライブカメラ映像や国土交通省川の防災情報、XRAINによるリアルタイムな雨雲の様子が確認できます。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/index.html>

・木曽川上流河川事務所モバイルサイト

携帯電話で木曽三川の水位・雨量やダムの情報などを閲覧できます。

<https://www2.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/mobile/index.html>



<木曽川上流河川事務所ホームページ>

○ぎふ川と道のアラームメール

気象・雨量・河川水位・道路通行規制情報を配信しています。あらかじめ登録が必要です。

<https://service.sugumail.com/gifu/member/>



○岐阜県 川の防災情報

岐阜県と国土交通省・気象庁が観測した岐阜県域の雨量・水位情報、河川の状況等をリアルタイムで閲覧できます。

<http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>



○岐阜地方気象台

気象の注意報・警報のほか、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報をることができます。

<http://www.jma-net.go.jp/gifu/>

○岐阜県総合防災ポータル

岐阜県内の気象情報や各種防災関連情報を簡単に閲覧できます。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/bousai/>

テレビ

○NHK岐阜データ放送

ご家庭のテレビで河川の水位・雨量や避難情報などが確認できます。(リモコンの「dボタン」を押して、「暮らし・安全情報」から「警報・注意報」、「避難指示・勧告」、「河川水位・雨量」などをご覧いただけます。)



<NHK岐阜データ放送>

災害伝言サービス

○災害用伝言ダイヤル(171)

被災地の方が、自宅の電話番号宛に安否情報(伝言)を音声で録音(登録)し、全国からその音声を再生(確認)することができます。



○(171)体験利用日

災害時以外にも、災害用伝言ダイヤル(171)(電話サービス)をご体験していただけるように「体験利用日」を設定しております。是非、家族・親戚・友人間で体験していただきますようにお願いします。

- ・毎月1日及び15日 00:00~24:00
- ・正月三が日(1月1日 00:00~1月3日 24:00)
- ・防災週間(8月30日 9:00~9月5日 17:00)
- ・防災とボランティア週間
(1月15日 9:00~1月21日 17:00)

○災害用伝言版(web171)

パソコンやスマートフォン等から固定電話番号や携帯電話・PHS番号を入力して安否情報(伝言)の登録、確認を行うことができます。

○災害用音声お届けサービス

「災害用音声お届けサービス」とは、震度6弱以上の地震など大きな災害が発生し、多くの音声発信によりつながりにくくなった場合に、音声通信に代わってパケット通信により音声メッセージをお届けする災害時専用のサービスです。各携帯電話会社のホームページなどをご確認ください。



避難施設一覧

瑞穂市内の避難施設一覧です。いざという時に備えて家族で話し合って避難場所の確認しておきましょう。

校 区	施 設 名 称	指定緊急避難場所		広域 避難場所	指定 避難所	備蓄 倉庫	所 在 地
		洪水・内水氾濫	地震・火事				
生 津	生津小学校校舎・体育館	●	●		●	●	馬場上光町2丁目108
	生津小学校グラウンド		●	●			馬場上光町2丁目108
	前畠公園		●	●			馬場前畠町2丁目169
	上光公園		●	●			馬場上光町1丁目141
	馬場公園		●	●			馬場上光町2丁目107
	高道公園		●	●			馬場小城町1丁目122
	生津スポーツ広場		●				生津223-1
	滝坪公園		●	●			生津滝坪町1丁目123
	彦内公園		●	●			生津外宮前町2丁目87
	真菰池公園		●	●			生津外宮東町1丁目97
	天待公園		●				生津天王東町2丁目70
	南流公園		●	●			生津天王町2丁目106
	本田小学校校舎・体育館	●	●		●	●	本田938
本 田	本田小学校グラウンド		●	●			本田938
	穂積北中学校校舎・体育館	●	●		●	●	本田2000
	穂積北中学校校舎南球技場		●	●			本田2000
	本田第1保育所		●	●			本田1915
	本田第1保育所屋外遊戯場		●	●			本田1915
	本田第2保育所		●				只越387
	本田第2保育所屋外遊戯場		●	●			只越387
	ほづみ幼稚園		●				只越500
	ほづみ幼稚園屋外遊戯場		●	●			只越500
	本田コミュニティセンター	●	●		●		本田977-1
	せせらぎ公園		●	●			本田2201-15
	サン・プラスパ				民間		只越1061
	穂積小学校校舎・体育館	●	●		●	●	穂積452
穂 積	穂積小学校グラウンド		●	●			穂積452
	穂積中学校校舎・体育館	●	●		●	●	別府1888
	穂積中学校グラウンド		●	●			別府1888
	朝日大学6号館・10周年記念館	●	●		●	●	穂積1851
	朝日大学グラウンド		●	●			穂積1896-1
	ほづみの森こども園屋外遊戯場			民間			穂積966-1
	別府保育所	●	●				別府144-1
	別府保育所屋外遊戯場		●				別府140
	市民センター	●	●				別府1300-3
	穂積グラウンド		●	●			稲里452-1
	穂積第2グラウンド		●	●			稲里607-1
	柳一色公園		●	●			稲里680
	野口公園		●	●			穂積947-1
牛 牧	井場公園		●	●			別府1599-1
	旭化成グラウンド			民間			別府2352-1
	カーマ21瑞穂店駐車場			民間			穂積3110-1
	牛牧小学校校舎・体育館	●	●		●		牛牧1523
	牛牧小学校グラウンド		●	●			牛牧1523
	牛牧第1保育所		●	●			牛牧1246-1
	牛牧第1保育所屋外遊戯場		●	●			牛牧1246-1
	牛牧第2保育所		●	●			祖父江170
	牛牧第2保育所屋外遊戯場		●	●			祖父江170
	牛牧南部コムニティセンター		●	●		●	牛牧1580-1
	牛牧南部コムニティセンター駐車場		●	●			牛牧1580-1
	穂南公園		●	●			犀川4丁目27
	牛牧団地公園		●	●			牛牧1293-99

校 区	施 設 名 称	指定緊急避難場所		広域 避難場所	指定 避難所	備蓄 倉庫	所 在 地
		洪水・内水氾濫	地震・火事				
西	西小学校校舎・体育館	●	●		●	●	居倉389
	西小学校グラウンド		●	●			居倉389
	西保育・教育センター	●	●		●		居倉177-1
	西保育・教育センター屋外遊戯場		●				居倉177-1
	西ふれあい広場		●				居倉175
	巣南公民館	●	●		●		宮田300-1
	巣南グラウンド		●	●			宮田300-2
	老人福祉センター	●	●		●		田之上597
中	中小学校校舎・体育館	●	●		●	●	美江寺173
	中小学校グラウンド		●	●			美江寺173
	中保育・教育センター		●		●		美江寺223
	中保育・教育センター屋外遊戯場		●				美江寺223
	中ふれあい広場		●				美江寺276
南	南小学校校舎・体育館	●	●		●	●	古橋1660
	南小学校グラウンド		●	●			古橋1660
	巣南中学校校舎・体育館	●	●		●	●	古橋10-1
	巣南中学校グラウンド		●	●			古橋10-1
	南保育・教育センター	●	●		●		古橋1129-1
	南保育・教育センター屋外遊戯場		●	●			古橋1129-1
	南ふれあい広場		●				古橋1466

「指定緊急避難場所」、「指定避難所」の説明に関しましては、p49をご覧ください。

共通項目

市・防災関係機関連絡先

機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号
瑞穂市役所	058-327-4130	瑞穂消防署	058-327-0119	北方警察署	058-324-0110
穂積庁舎	058-327-4111	巣南分署	058-328-0119	穂積交番	058-327-1564
巣南庁舎	058-327-2100			巣南交番	058-328-2050

機 関 名		電話番号	メーラアドレス、URL
道路関係	瑞穂市役所 都市管理課	058-327-2102	tosikan@city.mizuho.lg.jp
上 水 道	瑞穂市役所 上水道課	058-327-2113	jyousui@city.mizuho.lg.jp
下 水 道	瑞穂市役所 下水道課	058-327-2114	gesui@city.mizuho.lg.jp
電 力	中部電力(株)岐阜営業所	0120-985-910	http://www.chuden.co.jp/
電 話	NTT(株)岐阜営業所	113	http://www.ntt-west.co.jp/gifu/
ガ ス	東邦ガス(株)岐阜営業所	058-272-2166	http://www.tohogas.co.jp/
鉄 道	東 海 旅 客 鉄 道 (株)	050-3772-3910	http://jr-central.co.jp/
鉄 道	樽 見 鉄 道 (株) 本 巢 駅	0581-34-3768	http://tarumi-railway.com/

避難の際に携行すべきもの

非常持ち出し品を準備しておきましょう

避難所の備蓄品には限りがありますので、自らが十分な準備をすると安心です。非常持ち出し袋には、両手の空くりュックサックが便利です。重すぎないかどうか、一度背負ってみましょう。



リュックサックの重さの目安は
男性 15kg
女性 10kg
程度です！

POINT

- 1 あまりに重いと避難行動に支障があるので、重すぎる場合は減らしましょう。
- 2 水を注ぐだけで簡単にできる、比較的軽いインスタント食品などを用意しましょう。
- 3 各自に1つのリュックサックを用意し、それぞれ持ち出しやすい場所に分散して保管しましょう。

● 非常持ち出し袋（リュックサックなど）に入れておくもの

- 携帯ラジオ
- 非常食（乾パンなど）・保存水
- 懐中電灯
- 生活用品（ライター、ナイフ、缶切り、ティッシュペーパー、ビニール袋など）
- ろうそく（太くて安定のよいもの）
- 衣類（下着、上着、靴下、ハンカチ、タオルなど）
- 救急薬品（ばんそうこう、ガーゼ、包帯、三角巾、消毒薬、解熱剤、胃腸薬、かぜ薬、鎮痛剤、目薬、とげ抜きなど）

● 家族構成によって必要なもの

- 粉ミルク
- 紙おむつ
- 生理用品
- 常備薬（持病のある方は忘れずに）
- 高齢者や障がい者のための準備品（介護用品など）

● 避難時の必需品

- 現金（紙幣だけでなく、公衆電話用の硬貨も）
- 雨具（カッパ）
- 手袋
- ヘルメット（防災ずきん）
- 貴重品（預金通帳、健康保険証、免許証、住所録のコピーなど）

● あると便利なもの

- 毛布・寝袋
- カセットコンロ
- 使い捨てカイロ
- 割りばし
- 床に敷くシート

こんな用意も必要です

乳幼児のいる家庭で用意するもの

ミルク、ほ乳びん、離乳食、スプーン、おむつ、洗浄綿、おんぶひも、バスタオルまたはベビー毛布、ガーゼまたはハンカチ、バケツ、ビニール袋、石けん、ストロー、使い慣れた（音の出ない）おもちゃなど。



妊婦のいる家庭で用意するもの

生理用ナプキン、清浄綿、マスク、ガーゼ、サラシ、T字帯、洗浄綿および新生児用品、ティッシュ、ビニール風呂敷、母子手帳、新聞紙、石けんなど。

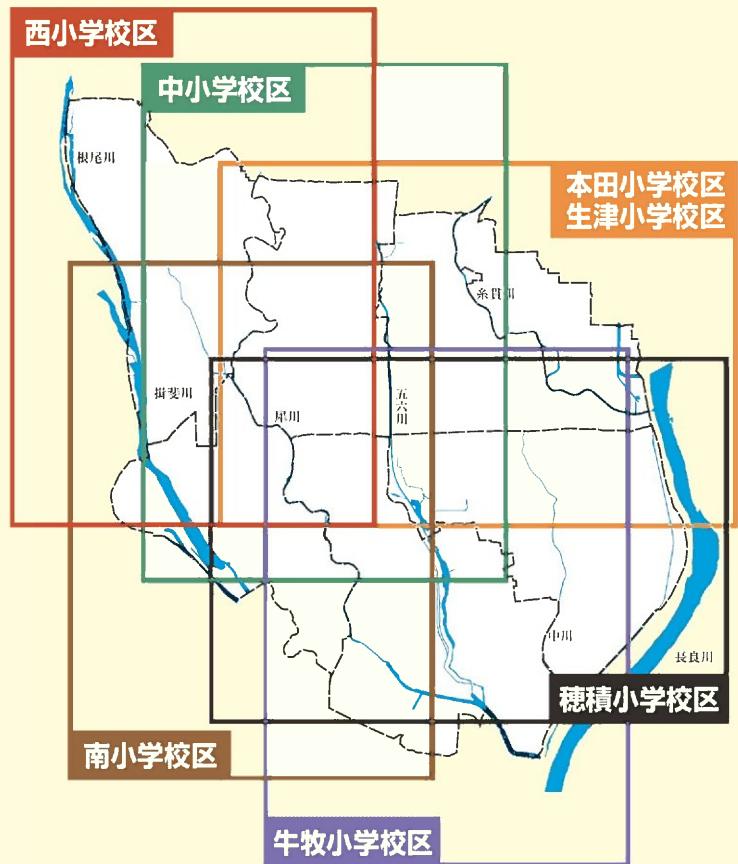


要介護者のいる家庭で用意するもの

着替え、おむつ、ティッシュ、障害者手帳、補助具等の予備、常備薬など。



瑞穂市ハザードマップ図割



瑞穂市防災読本

平成 31 年 3 月作成

・瑞穂市役所 穂積庁舎／〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府 1288 番地 電話：058-327-4111
巢南庁舎／〒501-0392 岐阜県瑞穂市宮田 300 番地 2 電話：058-327-2100